

内閣参質八〇第五号

昭和五十二年三月十八日

内閣総理大臣 福田 赳 夫

参議院議長 河 野 謙 三 殿

参議院議員加瀬完君提出新東京国際空港公団の本格石油パイプライン千葉市内部分のルート選
定経緯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加瀬完君提出新東京国際空港公団の本格石油パイプライン千葉市内部分
のルート選定経緯に関する質問に対する答弁書

一について

1 から4まで 御質問の「航空機給油施設（千葉市内パイプライン）比較設計作業」の履行期限
は、昭和五十二年三月十二日に変更されており、新東京国際空港公団（以下「公団」という。）
は、同日、当該契約の目的物の提出を受けた。

その内容については、公団において検討を開始したところである。

5 パイプラインエンジニアリング株式会社の概要は、次のとおりと承知している。

設立年月日

昭和四十五年一月二十八日

所在地

東京都千代田区永田町一丁目十一番八号

資本金

一千万円

役員数

六名

株主数及び持株比率

四名。各二十五パーセント

従業員数

百十五名（内技術者数九十八名）

6 本件契約は昭和五十一年七月九日に随意契約によつてなされたものであると承知している。

二について

御指摘の発言があつたかどうかについては、確認できていない。

三について

石油パイプラインの設置に際して既存の埋設物が著しく障害となるかどうかは、石油パイプラインの設置方法、設置場所の状況等によつて異なるものであるが、御指摘のルートには当時

著しく障害となるような埋設物はなかつたものと承知している。

なお、千葉市内ルートについては、公団において、再検討を行っており、まだ結論を得るに至っていない。

四について

御指摘の航空燃料暫定貨車輸送の千葉ルートについては、総武線のいずれの場所で折返しするかについて、まだ結論を得るに至っていない。